

# 「第8次京都府高齢者健康福祉計画」の概要

平成30年3月  
健康福祉部

## 1 第8次京都府高齢者健康福祉計画の構成

### (1) 京都府高齢者健康福祉計画

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムをさらに推進し、府内の隅々まで行き渡らせるため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めるもの

### (2) 京都府高齢者居住安定確保計画

急速に高齢化が進展するなか、地域包括ケアの実現と高齢者が安心して暮らせる環境の整備を促進するため、高齢者の居住安定確保に向けた施策を定めるもの

## 2 法令等の根拠

老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規程により、「老人福祉計画」「介護保険事業支援計画」及び「高齢者居住安定確保計画」を一体的に定めたもの

## 3 基本的な政策目標と重点事項

### (1) 基本的な政策目標（目指すべき将来像）

高齢になっても、住み慣れた地域でそれぞれの状態や環境に応じて自分らしく生きることができるよう、2025年に向けて、地域包括ケアシステムをさらに推進し、府内の隅々まで行き渡ることを目指す

### (2) 重点事項

- ① 地域包括ケア3大プロジェクトの一層の推進
- ② 高齢者の在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービス等の充実と医療・介護の連携促進
- ③ 介護予防・生活支援等の充実と高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり
- ④ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成
- ⑤ 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備【高齢者居住安定確保計画】

## 4 計画期間

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度（3年間）

## 5 介護保険サービスの提供見込量

〈基本的な考え方〉

- ① 介護保険サービスの利用実績や将来推計人口から市町村が推計した見込量を集計
- ② 在宅療養を支えることを念頭に在宅サービスや居住系サービスを充実
- ③ 施設入所希望者をしっかりと受け入れられるよう、必要な介護保険施設を整備。

〈第7次計画との比較〉

在宅サービス	108.9%	・訪問介護 ・通所介護 等
居住系サービス	117.7%	・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 等
施設サービス	105.3%	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 等

6 介護保険施設の整備数（単位：床）

	年度別必要入所定員総数（竣工数）			計画期間中 施設定員増
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護老人福祉施設	259	294	393	946
介護老人保健施設	10	29	100	139

※ 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む

※ 介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定により、新たな指定はできなくなっている

7 施策の展開（主な施策）

(1) 認知症総合対策の推進（「京都式オレンジプラン」と整合を図る）

対 策	内 容
すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり	○ 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活用の促進 ○ 認知症サポート医の養成 ○ かかりつけ医、看護師、医療従事者等の認知症対応力の向上
〈早期発見・早期鑑別診断・早期対応〉ができる体制づくり	○ 認知症疾患医療センターを核としたネットワーク強化 ○ 初期集中支援チームやリンクワーカー等による支援の充実
とぎれない医療・介護サービスが受けられる仕組みづくり	○ 医療・介護・福祉の社会資源と密接に連携し、初期から重度までのサービスを提供する認知症総合センター・ケアセンターの整備
地域での日常生活や就労、社会参加等の支援の強化	○ 地域の各関係団体や地域住民が参加する行方不明者の捜索・発見・通報・保護などの模擬訓練を、市町村と連携して実施
家族・介護者等への支援の強化	○ 仕事と介護の両立支援や、ダブルケア（育児と介護）の支援
若年性認知症施策の強化	○ 若年性認知症コールセンターによる相談や、産業医研修の実施 ○ 若年性認知症コーディネーター等による、就労継続支援等の充実

(2) 総合リハビリテーションの推進

対 策	内 容
更なるリハビリテーションの充実を目指して	○ 在宅リハビリテーションに対応できる医師等の充実 ○ 介護老人保健施設等のリハビリテーション専門職に対する研修
施設の拡充	○ 訪問リハビリテーション事業所の整備促進 ○ 「ロボットリハビリテーションセンター」による臨床研究推進
連携体制の構築	○ 地域ケア会議や介護予防事業等へ参画できる専門職の養成
推進体制の構築	○ 北部地域に、リハビリテーション支援センターの北部拠点を設置

(3) 看取りの体制・環境・文化づくり

対 策	内 容
変化する状態・状況に応じ、柔軟に療養場所や医療・介護等の選択ができる体制整備	○ 施設の介護職員等に対する研修の実施 ○ アドバンス・ケア・プランニングの理解促進等多職種による支援 ○ 看護師やケアマネジャーを対象とした看取りに係る研修の実施

地域で支え合う孤立させない環境づくり	○ 高齢者単独世帯等に対する地域の見守り体制の充実
「命」について考え、死に向き合える看取りの文化の醸成	○ マンガ、ラジオ等様々なメディアを活用し、府民が看取りについて考える機会を創出 等

(4) 高齢者の在宅療養を支える介護保険サービス等の充実と医療・介護の連携促進

対 策	内 容
居宅サービス・地域密着型サービス等の充実	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等のサービス提供体制の充実
地域医療の充実	○ 複数の医師又は多職種によるチーム医療を推進 ○ 関係団体の在宅支援拠点と連携し、訪問診療等の機能を充実
医療と介護の多職種協働による在宅療養支援体制の充実	○ 広域的調整等、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の推進支援 ○ 「在宅療養あんしん病院登録システム」の活用促進

(5) 介護予防・健康づくりの充実と高齢者自身が主役となる地域文化の醸成

対 策	内 容
介護予防・自立支援の推進	○ 担い手の創出など、多様なサービスを提供する基盤づくりを支援 ○ 「京都式介護予防総合プログラム」の普及促進
健康づくりの推進	○ 府域全体または市町村・年代別に健康課題を明らかにし、効果的な健康づくり事業を実施
高齢者自身が主役となる地域文化の醸成	○ 高齢者の多様な社会参加を支援し、高齢者自身が多世代共生型の地域づくりの主役として活躍できる地域文化を醸成

(6) 高齢者の安心・安全な日常生活を共に支える活動等の推進

対 策	内 容
見守り支援	○ 「絆ネット」による多機関連携の見守り支援体制を推進 ○ NPO、ボランティア団体、社協等の支援
地域全体での取組の推進	○ 防犯教室の開催や、特殊詐欺対策の未然防止対策を強化 ○ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を推進
虐待防止及び権利擁護の取組の推進	○ 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の取組を支援
家族介護者等への支援	○ 仕事と介護の両立支援や、育児と介護（ダブルケア）の両立支援等を多職種で支える体制の構築

(7) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成

対 策	内 容
介護・福祉人材	○ 「介護・福祉人材総合支援センター」によるワンストップ支援体制の構築 ○ 「きょうと福祉人材育成認証制度」による事業所認証 ○ 「京都府北部福祉人材養成システム」による北部の人材確保
医療人材	○ 在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等を育成
リハビリテーション専門医・専門職等	○ 府リハビリテーション教育センターにおいて研修・教育を実施し、府立医科大学と連携して、専門医等を確保・育成
介護支援専門員	○ 資質向上に向けた効果的な研修の実施

(8) 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備

【京都府高齢者居住安定確保計画】

対 策	内 容
高齢者が暮らしやすい住まい	○ 段差解消、手すり設置などの住宅のバリアフリー化の促進

の整備促進	○ 「京都府福祉のまちづくり条例」による指導の実施
住宅確保要配慮者の民間住宅への入居円滑化の促進	○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度、登録住宅に係る改修費支援制度等の普及
高齢者の住まいに係る相談体制や環境の整備	○ 住まいに関する相談体制や情報提供の充実 ○ 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部補助による負担軽減
公営住宅における取組と福祉施策との連携	○ 住戸部分や共用部分等のバリアフリー化を推進 ○ 公営住宅の優先入居やニーズに応じた住み替え等の促進
〈サービス付き高齢者向け住宅に対する総合的な施策展開〉	
対 策	内 容
京都府独自登録基準の設定	○ 各種手続や立入検査等を通じ京都府独自の登録基準の遵守徹底
情報提供制度の推進	○ 府内全域での情報の公表を推進

(9) 推進体制

- 京都地域包括ケア推進機構が中心となり、オール京都体制で認知症、リハビリ、看取りの3大プロジェクトをはじめとする取組を推進
- 市町村が介護保険事業計画に基づき実施する自立支援・重度化防止に向けた取組や、介護給付適正化の取組を支援 等

# 第8次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕(中間案) に対する府民等意見募集の結果

1 意見募集期間 平成29年12月19日～平成30年1月15日

2 意見提出者数 10個人・3団体 計20件

3 御意見(御提案)の要旨と京都府の考え方

番号	項目	御意見(御提案)の趣旨	京都府の考え方
1	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○地域包括ケアを支える多職種に、薬剤師も追記していただきたい。	○地域包括ケアを支えるための多職種連携において、薬剤師の役割は重要であり、医療・介護連携等の項目において、薬剤師と記載することとします。
2	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○在宅における栄養サポート体制の充実はますます重要度を増していくため、現在就労していない管理栄養士・栄養士の再教育の機会を充実できるよう、計画に記載していただきたい。	○在宅療養者への質の高い訪問栄養食事指導の提供は重要であり、指導を行う管理栄養士の育成を目的とした、関係団体が行う研修に対する支援について、記載することとします。
3	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○「栄養ケア・ステーション」が在宅医療拠点に位置づけられたことで、医療・介護関係者の認知度が高まることを期待する。在宅ケアに携わる専門職として、管理栄養士・栄養士の人材育成に努めていきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
4	認知症総合対策の推進	○認知症の方の介護者に訪問栄養食事指導を行っているが、状態によって関わり方に配慮が必要となる。管理栄養士(認知症対応力向上)研修の対象に含めることはできないか。	○認知症対応力向上研修については、国の実施要綱に基づき、かかりつけ医や看護師、介護職員等を対象に各都道府県で実施しており、管理栄養士については、一般病院勤務の方を対象に「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」を受講していただいているところです。今後も、多職種が連携して適切なケアを実施していただけるよう、人材養成や体制整備を進めてまいります。
5	看取りの体制・環境・文化づくり	○食べたいという願いを大事にすることは人の尊厳に関わること。終末期を含めた在宅を支える多職種には、管理栄養士もいることを認識していただきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、看取り支援に対応できる専門職に、「管理栄養士及び栄養士」を記載することとします。
6	介護予防・健康づくりの充実と高齢者自身が主役となる地域文化の醸成	○栄養と食生活に対する高齢者の関心は高いが、低栄養状態等の早期発見に繋がっていない例もある。地域ケア会議に管理栄養士を必ず参加させる仕組みにしてください。計画全体において、栄養問題に対する認識が低いと感じる。	○高齢者の在宅ケアを支える上で、栄養と食生活の改善、低栄養状態の早期発見は重要であり、地域ケア会議には管理栄養士も含めた多くの職種が参加することが望ましいと考えております。地域ケア会議が多職種協働のもと、より効果的に機能するよう、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施するなど、多職種協働を推進するための取組について、記載することとします。
7	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○北部には「栄養ケア・ステーション」もなく、在宅訪問栄養指導ができていない。地域包括支援センターにも管理栄養士は配置されておらず、相談事業・訪問事業ができない。訪問栄養指導を実施できるよう、基幹病院や訪問看護ステーションに管理栄養士を配置するための補助金を設ける等の具体的な施策が必要ではないか。	○北部においては、管理栄養士に限らず、医療・介護・福祉の人材確保が大きな課題であると考えています。一方で、基幹病院や訪問看護ステーションの人員配置については、原則として診療報酬、介護報酬に基づきそれぞれの事業者において判断されるべきものと考えております。府内のどの地域においても、在宅療養者へ質の高い訪問栄養食事指導が提供できる体制整備に向けて、北部地域における人材育成を目的とした、関係団体が行う研修に対する支援について記載することとします。
8	その他	○将来、どれだけの人々が認知症になり、介護が必要になる高齢者がどれだけ増えるかを予測できなければ計画は立てられない。全ての問題をAIにかけてデータを作成した上で計画を策定すべきである。	○本計画では、2025年に向けた高齢者数や要介護認定者数の将来推計をふまえて、必要なサービス量を見込んでいるところです。将来推計にあたっては、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用して分析を行っているところですが、今後も様々なデータに基づいた分析をふまえて計画を策定してまいります。
9	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○高齢者が在宅で安心して暮らしていくためには、「食」を支える管理栄養士も含めた地域での多職種連携が不可欠。在宅訪問栄養指導を行う管理栄養士のスキルアップと人材確保が必要だと思う。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
10	高齢者の在宅医療を支える医療・介護の連携促進	○誤嚥性肺炎や認知症の予防には、低栄養リスクの高い方々への早期の支援が必要。各地域の栄養団体と連携して、悪化する前段階での住民への啓発を行う必要がある。	○低栄養リスクの高い方々を早期に発見し、必要な支援に繋げるため、連携体制の構築等について記載することとします。

番号	項目	御意見（御提案）の趣旨	京都府の考え方
11	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着・育成	○地域包括ケアを支えるため、「栄養ケア・ステーション」で活躍できる管理栄養士の人材育成を進めていきたい。管理栄養士養成校としても、多職種連携で高齢者の在宅療養を支える管理栄養士の養成に努めていきたい。	○高齢者の在宅ケアを支える多職種連携において、管理栄養士・栄養士の役割は重要であり、今後も市町村や関係団体と連携して、人材育成等を通じた地域包括ケアの推進に努めてまいります。
12	認知症総合対策の推進	○「認知症の人の権利擁護の推進」に、日常生活自立支援事業が挙げられているが、本事業は市町村社会福祉協議会が実施している。京都府が実施しているとの誤解がないように記載いただきたい。	○御意見の趣旨を踏まえ、社会福祉協議会が実施する事業である旨、記載することとします。
13	高齢者の安心・安全な日常生活を共に支える活動等の推進	○「高齢者の見守り活動～」の中で、「社会福祉協議会」の記載があるが、「ボランティア」等の記載があるため、「日常生活自立支援事業」を記載いただきたい。	○本項は、日常生活自立支援事業のみでなく、インフォーマルサポートも含めた、見守り活動や日常生活支援に取り組む、NPOやボランティア団体も含めた様々な団体の幅広い活動を支援する趣旨で記載しているものです。
14	その他	○各分野（高齢、オレンジプラン、障害等）の計画の記載事項を統一していただきたい。	○本計画の策定にあたっては、今年度同時改定となる保健医療計画や京都市オレンジプラン、障害者福祉計画等との整合を図ってまいります。
15	その他	○高齢者が地域で安心して生活するためには、成年後見制度をはじめ、多くの社会資源や制度、施策が複合的に地域住民に機能することが必須であり、社会福祉協議会は高齢者の権利擁護推進のためには不可欠。京都府においては、日常生活自立支援事業の利用料は、生活保護世帯・非課税世帯は無料となっており、利用者にとって有益である。	○引き続き、日常生活自立支援事業の継続・充実に向けて、取組を進めてまいります。
16	その他	○計画の趣旨に賛同する。食えることは生きることであり、健康の源である。「栄養ケア・ステーション」の明記、専門家としての管理栄養士の人材育成の明記は歓迎する。	○在宅療養者への質の高い訪問栄養食事指導は重要であり、指導を行う管理栄養士の育成を目的とした、関係団体が行う研修を支援するなど体制整備に努めてまいります。
17	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○高齢者人口が増加する一方で、介護従事者が集まらないのは最大の問題である。平成27年度の介護・福祉人材の確保目標が2,400人であるのに対し、平成28年度が2,350人に減っている理由は何か。もっと目標を上げ、効果的な取組を考えていかないと大変なことになる。	○介護・福祉人材の確保は、喫緊の課題であり、計画においても重点課題に位置づけ、取組を推進しているところです。現行計画では、27年度～29年度で7,000人を確保する計画に対して、様々な取組を推進した結果、約7,100人程度の確保を見込んでいます。新たな計画では、3年間で7,500人の介護・福祉人材を確保することを目指します。
18	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○軽度者を対象とした機能訓練型通所や介護予防の家事支援訪問介護は介護保険から切り離して考えるべき。サービスの抑制は必要。	○要支援者に対する訪問介護は、平成27年度の制度改正で創設された介護予防・日常生活総合支援事業に移行されたところです。今後とも、市町村と連携し、地域の実情に応じた必要なサービス提供体制の確保に努めるとともに、介護給付適正化事業の推進など、介護保険制度を持続可能な制度として維持するための取組を進めてまいります。
19	地域包括ケアシステムを支える人材の確保について	○利用者の権利意識が高くなってきており、意識改革が必要。	○介護保険制度は自助を基本としながら、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相互扶助の仕組みであること等、市町村や関係団体と連携して、介護保険制度の理念や仕組みについての普及啓発を進めてまいります。
20	基本的な政策目標について	○自立支援型ケアマネジメントの推進、予防・改善型のケアマネジメントの推進、地域包括支援センターのスキルの向上等の人材育成は要（かなめ）であり、成果指標に組み込んではどうか。	○自立支援・重度化防止に向けた取組は今後ますます重要となるため、成果指標に地域ケア会議等への支援を記載することとします。